

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

久木尚志

はじめに

ベンジャミン・ティレットはドッカー組合⁽¹⁾の書記長として、1889年と1911年の港湾ストライキを成功に導いた指導者であった。彼は1860年9月11日にブリストルで生まれた。父親は荷車製造に携わり、母親はベンジャミンが1歳のときに死亡している。幼少期の貧困の中、7歳で家出をし、サークスに入つて全国を巡業した。その後、材木商船で海員として働き始め、アメリカや欧州のいくつかの港では港湾労働者としても働いた。この時期に姉の嫁ぎ先であったロンドン東部ベスナル・グリーンに出入りするようになり、ロンドン港で仕事を見つけた。1882年、義理の兄の妹にあたるジェイソン・トムキンスと結婚し、一時フィンズベリの製靴工場で働いたものの、まもなく解雇されてロンドン港に戻り、茶倉庫で「ドッカー」として働くことになった⁽²⁾。彼が労働組合と初めてかかわりを持ったのは、フィンズベリで働いていた時期であった。このときブーツ靴製造工組合に加入したティレットは、解雇後も組合員資格を保持していた。港湾では珍しい組合経験の持ち

(1) ティレットがロンドン港で組織した組合は、当初「茶運搬夫一般労働者組合」を名乗ったが、1889年ストの直後に「ドック、埠頭、河岸および一般労働者組合」に名称を変更した（組合名中の「労働者」にあたる語は、のちに“Labourers”から“Workers”に変更される）。本稿では、「ドッカー組合」と略記する。なお、ティレットは「ドッカー」が自分の造語であると主張している。

(2) B.Tillett, *Memories and Reflections*, London, 1931, ch.II-IX.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

主として、1887年の茶運搬夫一般労働者組合の結成に際して指導的な役割を担うことになった⁽³⁾。

ティレットは、組合指導者としては浮き沈みの激しい人物であった。1889年の成功で戦闘的・攻撃的な雄弁家として一定の評価を受けるが、本人が希望した労働組合会議（TUC）執行部入りはすぐにはかなわなかつた。長い停滞の後、1911年全国ストで大きな成果を収めたが、その翌年にはロンドン港におけるスト発生とその暴力化を食い止められず、かつての同士から「叱責された」こともある⁽⁴⁾。また、早くから独立労働運動に関与したが、1908年には議会労働党の失敗を激しく糾弾するパンフレットを著すなど労働党との関係は必ずしもよくなく、第一次大戦期までは議員に当選することはなかつた。1917年補選で反ドイツ感情に訴えた選挙活動で初当選を果たしたもの、いったん落選し、返り咲いて1931年まで議員をつとめるが、目立った成果を残すことはなかつた。1922年に組織され、今世紀初めまでイギリス最大の組合であった運輸一般労働組合⁽⁵⁾の初代書記長職を望んだが、ほとんど支持が集まらず、立候補を断念している。ティレットが死亡したのは1943年1月27日である。

彼がよく知られているのは、1889年ストとその後の新組合主義の中心的な指導者のひとりであったからである。それは、熟練職種のみが構成する閉鎖的な従来の労働組合に対して、非熟練層を組織した戦闘的な組合運動であり、政治的には社会主義の影響を受け、労働党設立の原動力になったとされる。ティレットが1889年ストの直後に同じく指導者のトム・マンとともに、新組合主義の宣言書を書いたことは事実である。それに対し旧式の組合運動とされた側からの反論もあり、こうしたやり取りがやや誇張されるかたちで

(3) *Ibid.*pp.94-97.

(4) 都築忠七「1889年の人々」同編『イギリス社会主義思想史』三省堂、1986年、110頁。

(5) 機械工などから構成された当時イギリス第二位の規模を有したAMICUSなどと2007年5月に合同して、UNITEとなつた。

新旧の対立が図式化され、同時代のウェップ夫妻がそれを引き取り、1889年をイギリス労働運動の画期点とみなす見解が広まった。1889年の組合は戦闘性・開放性が高く、共済機能に依存せず、独立労働を掲げて政治志向が強いという理解である。

しかしこのような理解は見解の分かれるところであり、ドック・スト百周年の1989年前後にも賛成・反対の立場から種々議論がなされた。「1889年の組合」といっても、鉄道・炭鉱・海運のように従来型に近い労働者を主体とする組合から、主に非熟練で不定期雇用の労働者を組織して形成された港湾の組合まで一様ではなかった。また港湾ひとつをとっても、そこには複数の職種が含まれており、港ごとに雇用慣習などが異なっていた。これらを総合すると、従来のような観点から1889年をイギリス労働組合運動的一大転換点だと考えることは難しい。

そもそも1889年ロンドン・ドック・ストの意義を、原因としての「社会主義の復活」や結果としての「新組合主義」の成立との関連でのみ評価するのは妥当ではない⁽⁶⁾。そうした位置づけとは別に、ロンドン港のドッカーが獲得した実質的な成果の如何を問うた場合、ストによる最大の変化として組合が「承認」されたことを重視するのが、K・コースとT・トッファムである。

彼らはH・A・クレッグたちによるウェップ批判以降の研究動向に即して、「[ストライキは]その中で労働組合の戦闘性が既存の社会に対して抗議を行ない、同時にその好意を獲得しようとする慎重な同化の長い過程の始まりではなかったか」と問いかける。この問い合わせには「すべてのことは、これまで組織されていなかった人びとの集団が『承認』を獲得したとき、何が起ったかにかかっている」と言う。「結果的に見れば、承認は『同化』への第一歩だったかもしれない」が、「もし使用者が港湾労働者の組織を『承認』

(6)拙稿「1889年ロンドン・ドック・ストライキ再考」『史学研究』202号、1993年9月。

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

したならば、彼は労働者代表グループに呼応する旨に同意した以上のことを行なったことになる。今や彼らは、敵対者によって自身の集団的アイデンティティを承認されたのである。もし敵方が自らの弱点を新たに知覚して、自分自身の階級を結合させようとしたなら、なおよい。これは階級の現実が今や社会関係のフォーマルな構造の中に組み込まれたことを意味[する]]。その結果、ヴィクトリア時代のイギリス社会からはじき出されていた人々は「自尊心」を手にことができる。ストの後、「何ものも再びこれまでとは同じでなかった」⁽⁷⁾。

同様の議論は、たとえば指導者にとって組合運動は港湾労働者の自尊心回復のためのものであると認識されていたと述べるJ・ラヴェルや、ティレットの記述から「彼が〔ドッカーの〕『人間としての尊厳』の回復を手助けすることを決意したことが読み取れる」と書く都築忠七にも見られる⁽⁸⁾。さかのばれば、ストライキの支援者でもあったH・L・スミスとV・ナッシュは、1889年スト終結の直後にこう記している。「これまであらゆる労働者は、互いにドック・ゲートで押し合い、最低の生活水準しか確保できなかつた。今や彼らはより明確に分解してゆくであらう。自尊心ある労働者はもはや退廃しておらず、怠け者になることはないであらう」⁽⁹⁾。

ここでいう「自尊心」の裏付けは何に求められるのであらうか。スミスとナッシュは、港湾運輸業が「定期雇用の産業」に変化してゆくであらうことを求めた⁽¹⁰⁾。彼らの展望は、1889年ストの成果に基づいて港湾労働は組織化され、ドッカーの定期雇用が実現し、それゆえドックの「下層階級」は絞り出されてゆくはずであるという見通しに立っていた。この種の期待感は、

(7) K.Coates and T.Topham, *The History of the Transport and General Workers' Union*, vol. I, part I, Oxford, 1991, pp.71-3.

(8) J.Lovell, *Stevedores and Dockers*, London, 1969, p.96; Chushichi Tsuzuki, *Tom Mann, 1856-1941*, Oxford, 1991, p.52.

(9) H.L.Smith and V.Nash, *The Story of the Dockers' Strike, Told By Two East Londoners*, London, 1889, p.165.

(10) *Ibid*, pp.164-5.

スト参加者に対する中産階級の「同情」とも深く結びついていた⁽¹¹⁾。他方、コーツとトッファムの場合、それは「承認」の獲得が前提となっていた。しかししながら、ドッカーの「自尊心」はここで含意されているほど単純であつたわけではない。

ラヴエルは、ロンドン港の労使関係を1870年代から検討して、次のように結論づけた。「不定期雇用は、あらゆる産業で行われていた時代もあったが、今世紀になるとその重要性は大きく減少した。しかし港湾には奇妙にも変化が及ぼなかつた。このシステムはかなり修正されたが、依然として強く残つており、まさによく保存された19世紀の遺物であった。不定期雇用が続いたことで、このシステムと分かつことのできない労働者の態度や生活様式が持続し、さらに他産業から港湾産業を隔絶させることにもなつた」⁽¹²⁾。G・フィリップスとN・ホワイトサイドは、ラヴエルの描いたロンドン港の特殊性について、労働者の行動規範にまで影響を与えたものとして、次のように分析している。「仕事における体力の要求、労働者と商品の間の時として危険な接触が、いかに素朴なものであれ、技能に関するドッカーのプライドを強めた。彼らは特定の荷だけを扱うことで、自分を特別な存在であると見なしたのである。骨と筋肉から成り立つ閉鎖的な男の世界では、彼らの自尊心はこうした感情に依存していた」。したがって、「半失業(underemployment)は、たとえ使用者が促進することがなくとも、彼らが最もよく知っている仕事を行なう権利を守るために、喜んで支払う対価であった」⁽¹³⁾。そのため、コーツとトッファムによる評価とは異なり、いったん獲得された「承認」は簡単に定着することはなかつたのである。P・ターンブルたちによれば、「ドックの労働組合運動の長期的なパラドクス、すなわち組織労働の全般的

(11) ドッカーに対する「同情」に関しては、拙稿「1889年ロンドン・ドック・ストライキにおける『世論の同情』と港湾使用者」『西洋史学報』22号、1993年11月。

(12) Lovell, *op.cit.*, pp.217-8.

(13) Phillips and Whiteside, *op.cit.*, pp.32-3.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

な発展に対する計り知れない貢献と、それ自体の組織の絶え間ない分裂と不安定化は、まもなく出現した」⁽¹⁴⁾。

1889年ロンドン・ドック・ストはその後の順調な発展につながったわけではなかった。逆にドッカー組合は、1890年代末までにロンドン港での影響力をほとんど失っていた。ちょうどそれと同じ時期に、ティレットはTUC総会に強制仲裁の法制化を促す決議案を提出し始めるのである。戦闘的であることで知られ、当時も一般にはそのように見なされていたティレットとドッカー組合が、ストライキ行動の実質的な放棄を意味するような決議案を、なぜ執拗に出し続けたのであろうか。たとえばH・A・クレッグたちは、この決議案に関して成功の見通しがなかつたことだけを簡単に記述し、詳細には立ち入っていない⁽¹⁵⁾。本稿は、1889年ストのちょうど10年後から10年以上にわたってTUC総会で議論され続けたこの決議案の意味を港湾労働運動の動きと関連づけて検討し、当時の非熟練労働組合が抱えていた問題を明らかにしたい。それはまた、1889年以降のイギリス労働組合運動の意味を問い合わせ直す作業の出発点となる。

1. 強制仲裁法制化決議案

ティレットは1899年のTUC総会で、次のような決議案を提出了。「経営者によるロックアウト数の増加と仲裁付託の拒否件数の増加に鑑み、強制仲裁の法制化と仲裁法廷の設置を政府に要求する。法廷は裁定受諾を拒否したものに処罰する権限を有し、判事は係争中の企業の賃金・人件費に関する

(14) P.Turnbull *et al*, *Dock Strike: Conflict and Restructuring in Britain's Port*, Aldershot, 1992, p.10.

(15) H.A.Clegg, A.Fox and A.F.Thompson, *A History of British Trade Unions since 1889*, vol.I, Oxford, 1964, p.265n.

記録を提出させることができる」。彼は提案理由として、ニュージーランドで強制仲裁が導入されて以来、労働争議が起きていないことなどを簡潔に指摘している⁽¹⁶⁾。

この決議案をセコンドしたのはグラスゴウ製鉄組合代表であった。彼は、労働争議は文明にとって不名誉なことであり、ストによって紛争を解決する以外の方法を手にするとできると述べた。彼によれば、現在の経済制度が続く限り、調停・仲裁委員会が最善の方法であった。また、調停委員会設置に関する商務省長官C・T・リッチャーの努力は信頼に値するものであり、仮に失敗してもそれはリッチャーの責任ではなく、雇用者の側に問題があるなどと述べた。これに対し、家具製造工組合代表は仲裁によって賃金問題を解決することはできないと反論した。彼によれば、仲裁を一概に労働者にとって有利なものと考えることはできず、自分の経験からして、仲裁人は労働者階級の利益を重視するような人物ではない場合が多くあった。リッチャーに関しても、彼が成立のため尽力した調停法は現政府の最もひどい失敗であると断じた。強制仲裁法制化をめぐる最初の議論はこれ以上深められることはなく、短時間で打ち切られ、62対131で否決された。セコンドした代表でさえ、決議案は「粗雑に書かれている」と認めており、総会に唐突な印象が残ったことは否めなかったようである⁽¹⁷⁾。

1900年にもほぼ同じ内容の決議案が提出された。ティレットはニュージーランドの事例に言及する以外に、前年よりも詳細に提出理由を述べている。それによれば、近年、経営側による組織化が進んでおり、労働組合運動の経験を生かしてそれに対抗するのは喜ばしいことであるが、もっとよいのは紛争自体をなくすことであり、仲裁法廷は産業的にも社会的にも極めて強い力を持つゆえに有効であると説明されている。彼はタフ・ヴェイル鉄道に

(16) TUC, *Annual Report*, 1899, p.73.

(17) TUC, *Annual Report*, 1899, p.73.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

おける労働争議の例を引き、強制仲裁の導入によって1000人の鉄道員が4万人の炭鉱労働者の仕事を失わせるようなことはなくなり、混乱に変わって秩序が保たれるようになると述べた⁽¹⁸⁾。

これに対し、他の代表は次々と否定的な見解を示した。ロンドン鉄道建設組合代表は、仲裁という考え方には賛成であるが、強制条項があるので反対であると述べた。仲裁の成功・失敗はつまるところ仲裁人の選定によるのであり、個々の争議にはそれぞれの事情があるので、労働者はその都度選定に影響力を及ぼすようにしなければならないというのがその理由であった。要するに常設で強制的な仲裁機関には賛成できないというわけである。ロンドン鋳型製造組合代表は、労働組合の問題が判事の手中に握られることになるであろうとして、反対した。彼によれば、この国の判事が労働者の問題に関して公正な判断をするとは信じられず、労働組合からストライキという紛争解決手段を奪うことほど有害なものはないのであって、ストを行わなくなれば組合に加入する労働者の数も大きく減少するだろうという見通しを示した。家具製造組合代表は前年に引き続き反対演説を行い、ニュージーランドの事例は参考にならないと述べた。それは新しい国であり、新しい実験を受け入れることができたが、イギリスのような古い国には何世紀もの伝統があるため、簡単にはゆかないからである。また、現在の保守党政府は強制仲裁を受け入れる可能性があるので、このような決議案を採択するのは危険であり、自主的な調停委員会であれば問題ないが、決議案にある強制的な要素には強く反対すると述べた⁽¹⁹⁾。

今回は、決議案をセコンドしたのもドッカー組合代表であった。このときの討論では、それ以外の組合で賛意を示したのはグラスゴウ郵便組合代表だけであった。しかしその彼でさえ、個人的な見解として、炭鉱や鉄道のスト

(18) TUC, *Annual Report*, 1900, p.76.

(19) TUC, *Annual Report*, 1900, p.77.

久木尚志

は紛争に無関係の産業まで麻痺させて決議案に賛成すると述べたものの、強制仲裁が正しく運用されるかどうか疑問が残るという懸念を示している。この年からTUC総会では決議方法に変更があり、加盟組合員数で議決されることになっており、強制仲裁決議案は24万6千対93万9千という圧倒的大差で否決された⁽²⁰⁾。

2回の失敗を踏まえて、1901年の決議案の内容はやや具体化し、設置される機関の名称は「仲裁最高裁」に変更された。しかしそれが強制力を有する点は変わっていない。また、この名称が使用されたのはこのときだけであり、以後は単に「仲裁法廷」と呼ばれる場合が多い。決議案の内容は次の通りである。現在進行中の資本の巨大化・独占化は労働者に苦痛を与え、ネイションに危険をもたらしている。こうした惨禍を避けるため、仲裁最高裁を設置する必要がある。最高裁は強制力を持ち、法律の専門家と労使同数の代表が「コミッショナー」となって裁定を下す。既存の調停機関は各地域で最高裁の支部となり、その傘下に入る。ティレットは決議案の内容に続けて、「強制仲裁はよく知られた方法ではないが、…労働組合運動の指導者たちはまもなく革新的な方法を採用し、広範な経済的变化に歩調を合わせることになるだろう」と述べた⁽²¹⁾。

1901年総会での審議は、昼休みを挟んでこれまでになく長時間続いた。炭鉱組合代表などは今回も反対を堅持したが、折しもタフ・ヴェイル鉄道の労使紛争に巻き込まれていた鉄道員組合代表のリチャード・ベルは「仲裁に反対しているのは経営者だけであり、強制仲裁の導入で争議は減る」という理由で、決議案に賛成した。しかし今回も強制条項に対する批判が強く、最終的に36万6千対67万6千で否決された⁽²²⁾。

(20) TUC, *Annual Report*, 1900, pp.76-78.

(21) TUC, *Annual Report*, 1901, p.67.

(22) TUC, *Annual Report*, 1901, pp.68-69.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

このように強制仲裁決議案は3回の論議を経ても採択の見通しは立たず、提出の意味自体が見えにくくなっていた。この点で注目されるのは、ティレットが1900年の総会で、ストそのものに対して否定的な見解を示していた事実である。1889年ロンドン・ドック・ストの指導者は、次のような議論を展開している。ストはしばしば富裕な経営者が貧困な経営者を抹殺するために計画されることがあり、労働者はその手先にされている。資本家は自らの利益を上げるために、軍国主義的傾向を有することがあるが、彼らのそれは真の愛国主義ではない。ドイツやアメリカは競争を通じて力をつけつつあるが、商務省の間違いは労働問題を科学的に扱ってこなかったことであり、労働組合にも一定の役割を与えるなければならない。仲裁法廷の設置によって、内務・国防にかかる問題を政治家や裁判官の手から奪い取り、それらに科学的な根拠を与え、労働者が適正な権利を獲得することで、国の繁栄にも資するのである⁽²³⁾。ティレットの第一次大戦中の姿をうかがわせるような論調になっているが、他組合の支持を大きく増やす結果にはならなかつた。

1902年にはティレット自身がTUC書記長選挙に打って出た関係もあってか、決議案は小売店従業員組合が提出し、ドッカー組合代表はセコンドに回った⁽²⁴⁾。この年の議論もこれまでと同工異曲であったが、第二次ペンリン争議における経営側の交渉拒否という事例を賛否双方が取り上げたことで、対立の図式が鮮明になった。賛成派は強制仲裁の導入で頑迷なペンリン卿を動かすことができると期待し、逆に反対派は仲裁に付託しても所詮ペンリン卿に有利な裁定が出るだけだと突き放した。今回も炭鉱組合代表は強制条項を理由に反対し、ティレットは工場法も労災法も強制であると述べ、TUC執行部よりもイギリスの法廷のほうが信頼に値すると強い調子で非難した。その後、議長が議事を打ち切ると宣言した。ドッカー組合は抗議したもの

(23) TUC, *Annual Report*, 1900, p.77.

(24) TUC, *Annual Report*, 1902, p.66.

の、打ち切り支持が多数を占め、そのまま決議案も30万3千対96万1千で否決された⁽²⁵⁾。なお、ティレットは2日後の9月6日に実施された書記長選挙でも大差で敗れている⁽²⁶⁾。

1903年も25万1千対89万9千という大差で、否決された⁽²⁷⁾。1904年には6回目の決議案が提出された。これだけ繰り返されたため、総会では「向こう見ずな恒例行事」と自嘲気味に呼ばれている⁽²⁸⁾。しかし決議案の内容は少し変更されていた。すなわち、閣僚でもある「産業大臣」を新たに任命し、その下に諮問委員会を設置する。この委員会は同数の労使代表から構成され、労働争議に関する調査及び調停と仲裁をつかさどるが、組合・経営側とも付託は任意である。つまり今回の決議案からは強制的な要素がかなり薄められているのである。その結果、炭鉱組合代表にも決議に賛成する動きが見られた。クリーヴランド代表は、これまでの決議案には反対してきたが、今回は賛成できると述べた。スコットランド代表もこの内容ならば組合は旧来の路線を維持できるとして、支持に回った。しかし炭鉱組合本体は、ティレットのねらいは相変わらず強制仲裁であると指摘し、「他人に任せるより、自ら解決するほうがよりよい結果を生む」と述べ、反対を続けた。ボイラーワーク組合も、強制仲裁がオーストラリアなどで成功したというが、ここはイギリスだから事情が違ううえ、強制条項が残れば、経営側がそれを悪用するのは明らかであると批判した。結局、賛成票は過去最高になったものの、38万3千対86万9千で否決された⁽²⁹⁾。

ティレットの強制仲裁決議案は、その後も少しづつ内容を修正しながら提出され続けた。1905年提出のものからはストから組合基金を保護する条項

(25) TUC, *Annual Report*, 1902, pp.66-68.

(26) TUC, *Annual Report*, 1902, p.80.

(27) TUC, *Annual Report*, 1903, p.85.

(28) TUC, *Annual Report*, 1904, p.88.

(29) TUC, *Annual Report*, 1904, pp.88-89.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

が、1906年からは仲裁法廷が最低賃金を定めるといった条項が付加され、内容は簡潔であった1899年案からすると様変わりした。ただし、先述の通り1904年以降強制性は薄められたものの、強制力を持つ機関の設置という点は一貫していた。議論はしばしば「強制」の解釈で混乱し、1909年になつても議長に文言の解釈を確認する場面が見られた⁽³⁰⁾。

賛否の票差が最も縮まったのは、1905年であった。炭鉱などの組合代表は反対演説を行ったが、機械工や一部の綿織布工の代表が決議案を支持したのである。前者は「強力な組合がその要求を通し、願望を達成することができるのは当然であろう。しかしこの国で最強の組合でさえ、膝を屈した経験を持つことを誰もが知っている。1893年に炭鉱組合は実際に降伏したのである。常識を持とうではないか。大きなストを望むものがいるのだろうか。労働組合の中には、自分の知る限り誰もいない」と述べた⁽³¹⁾。このように1905年総会では、頑強に抵抗する炭鉱組合を他の組合があの手この手で説得する光景が繰り広げられた。結局、「より多くの自由を、交渉する自由を望んでいる」と叫ぶ炭鉱組合を翻意させることはできなかつたが、67万8千対76万5千という僅差にまで迫つた⁽³²⁾。しかし翌年は一転して、再び40万票近い大差がついている⁽³³⁾。

1907年にはティレットが二度目の豪州・ニュージーランド訪問に出ていたため、1905年に賛成に回ったバーンリイ綿織布工組合代表が決議案を提出した。それが大差で否決された直後、「強制調停」の決議案が別の綿織布工組合代表から出された。ストやロックアウトに先立つて調停委員会への付託を義務づける内容であり、当時全国調停スキームを模索していた鉄道員組合などから支持を得たが、「形容矛盾である」などと批判され、僅差で否決

(30) TUC, *Annual Report*, 1909, p.179.

(31) TUC, *Annual Report*, 1905, p.129,

(32) TUC, *Annual Report*, 1905, p.130.

(33) TUC, *Annual Report*, 1906, p.131.

された⁽³⁴⁾。1908年と1909年にはドッカー組合から決議案が出されたが、いずれも否決された。そして1910年になって、ようやくティレット提出の決議案が採択された⁽³⁵⁾。しかしながら、それは国内外の調停・仲裁制度に関する調査報告の提出をTUC執行部に求める内容に変更されており、実質的には1909年提出の決議案が23万7千対123万7千という過去最大の票差で否決されたのが最後となった⁽³⁶⁾。TUCを通じて強制仲裁を実現しようとしたティレットの試みは、こうして失敗に終わった。

2. ドッカー組合と強制仲裁

客観的に見れば成功しなかったティレットの試みであったが、彼自身は1910年の組合年次報告書において、TUCで「調停に関するドッカー組合の提案」が強い支持を受けたと記している。提出の初期段階でも「かなりの国民的関心を喚起した」などと評価していた⁽³⁷⁾。しかし当時のイギリス労働組合の主流派が強制仲裁決議案に賛同する可能性はほとんどなかった。C・ハウエルは、それが訴えかけたのは、スト行動によって経営側からの組合承認を強いることができない弱体な組織に対してのみであったと断じている。それは、19世紀末以降の一連の反組合的な司法判断を眼前にして、「労働条件の問題についてこの国の判事が公正で公平な判決を下すとは信じられない」と考える代表が多数を占めたからであった⁽³⁸⁾。

しかしながら、ティレットの現状認識はあまりにもナイーブであったと見

(34) TUC, *Annual Report*, 1907, pp.183-186.

(35) TUC, *Annual Report*, 1910, p.186.

(36) TUC, *Annual Report*, 1909, p.170.

(37) DWRGWU, *Annual Report*, 1910, p.12.

(38) C.Howell, *Trade Unions and the State*, Princeton, 2005, pp.62-63.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

て、こうした評価に同調し、決議案提出の意味を軽視するわけにはゆかない。彼は提出直後、その目的をドッカー組合員に向けて次のように説明していた。「労働運動に関与してきた過去数年、わたしは仲裁と調停を支持してきた。地球の反対側を訪れて以来、強制仲裁が労働者の福祉と産業の利益にとって最も重要であると確信している。現在、すべての法は資本家の側にある。彼らは本来われわれが支配しなければならない法を思うがままに操っている。しかし少なくとも強制仲裁があれば、今は労働者には刑法上の義務だけが課せられているが、われわれはそれ以外の責務を分から合うことができるようになる」⁽³⁹⁾。この翌年にも、当時の労使関係の状況を引いて同様の議論を展開している。「われわれは多くの問題についてパイオニアであった。他方、われわれは労働組合の復活や急速に進んでいる法の変化に結びついている。われわれは今やさらに歩を進め、法のすべてを意のままにしている者たちに対して、集団的な保護を勝ち取らなければならない。ペンリン卿とその仲間たちは義務を免れる一方、何千もの幼子や労働者は飢えている。労働組合はあらゆる紛争を既存の法廷から解き放ち、仲裁法廷を設置する権利がある。それによって、法は金持ちにも貧乏人にも、雇用者にも労働者にも、平等に適用されることになるであろう」⁽⁴⁰⁾。

こうしたティレットの説明や1899年TUC総会で最初に決議案が提出された事実からすると、強制仲裁のアイデアは1897年から翌年にかけて彼が見聞したニュージーランドなどの事例をもとに生み出されたように見えるが、類似の議論は1889年スト直後からドッカー組合内で行われていた。1890年に開催された最初の年次総会では、スワンジ支部代表が以下の決議案を提出している。「本総会は、仲裁委員会設置のためにさらに尽力する。ただし、このような委員会が正しい基盤を持つためには、一方で適切に組織された雇

(39) DWRGWU, *Annual Report*, 1901, p.5.

(40) DWRGWU, *Annual Report*, 1902, p.11.

久木尚志

用者団体から、他方で真正な労働組合から、選挙によって選任された代表によって構成されなければならないと考えるものであるが、その利益が危機にさらされていない第三者に交渉を委託することには極めて慎重であらねばならない旨、組合員全体に注意喚起する」。この決議案は全会一致で採択された⁽⁴¹⁾。当時のドッカー組合は戦闘的な労働組合と見なされていたが、実際には早い段階で労使関係の安定化を志向していた様子がうかがえる。ただし、この決議には仲裁委員会の設置を慎重に促すことだけが謳われており、法による強制といった表現は盛り込まれていない。

決議案を提出したスワンジ支部では、仲裁委員会があることで労使関係が安定していると説明している。他方、セコンドしたニューポート支部代表は、調停委員会が機能している現地の状況に言及している。このように決議案を提出した側に混乱があったため、組合委員長のトム・マンが議論を引き取って、「雇われている者が雇う側との対等性を手にすることはできるのは、仲裁である。これを目標とするが、調停委員会の利点も同時に追求すべきである」と述べた⁽⁴²⁾。仲裁と調停の違いが一般組合員レベルでは十分に認識されていなかったことを示すとともに、安定した労使関係を維持するためには地域事情への配慮が必要であり、産業別・一般組合として中央執行部が交渉を一律に方向づけるような施策には否定的な地方支部が多かったことがわかる。

この総会で組合執行部から仲裁問題に言及したのは、マンだけであった。彼は委員長演説でも「政治家や博愛主義者といった連中からなる仲裁委員会」には信頼を置けないので、労使代表から構成されなければならず、仲裁付託に先立って労働者は直接、雇用者と話し合いを行うべきであると述べている⁽⁴³⁾。この時点でマンは、ドッカー組合が多くの雇用者から承認されてい

(41) DWRGLU, *Annual Congress Minutes*, 1890, pp.30-31.

(42) DWRGLU, *Annual Congress Minutes*, 1890, p.31.

(43) DWRGLU, *Annual Congress Minutes*, 1890, pp.12-13.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

ないことに危機感を抱き、仲裁制度が組合承認を前提とし、それを促進する限りで支持するという立場をとっていたことになる。彼は1891年にはさらに踏み込んだ発言を行った。組合が陥っている苦境は経営側が交渉に応じようとしている姿勢に原因があり、「国立調停委員会」を設置することで、紛争の長期化を避けるべきであるという主張である。この委員会は既存の調停委員会に取って代わるのではなく、それが存在しないところで設置を促し、協議を円滑に進めさせるものであり、労使同数の委員によって構成され、一定の強制力を持つが、あらかじめ決定に必ず従うと誓約しない選択肢も認められると説明している⁽⁴⁴⁾。これが未承認の組合を交渉の席に着かせるための提案であったことは明らかであろう。

1893年のドッカー組合総会では、仲裁委員会の設置を各産業に義務づける法案の成立を議会に促す決議案が出された。これこそ、1899年以降の強制仲裁決議案の原型というべきものであった。しかし総会の議事録は「長い討論が行われ、委員長がこの件に関する私見を述べた」と締めくくられており、議論の最終的な着地点は明らかにされていない⁽⁴⁵⁾。先述のマンの主張にも組合による自主的な努力に対する期待と不安が入り混じっていたが、1890年代末以降のようにドッカー組合が強制仲裁支持で一本化されていたわけではなかった様子が見て取れる。また、この間の議論では組合書記長ティレットの見解は明示的に示されてはいない。組合の戦闘性を象徴する存在であり、頻発する非公認ストに引きずられることが多かった当時のティレットの立場からすると、ストの放棄を伴う提案に積極的に同調する姿勢を示すのは難しかった可能性が高い。

1890年代前半のドッカー組合にとって最も深刻な問題となっていたのは、各地で繰り返される非公認ストであった。1889年スト直後のロンドン港へ

(44) DWRGLU, *Annual Congress Minutes*, 1890, p.18.

(45) DWRGLU, *Annual Congress Minutes*, 1893, p.16.

イズ埠頭におけるストに始まり、1890年9月のサウサンプトン、1891年2月のカーディフ、1892年11月のブリストル、1893年4月のハルと続いた一連の大規模な労使紛争で、ドッカー組合の執行部、特にティレットは一貫した対応をとれなかった。いったん決めたスト手当て支給をすぐに撤回したヘイズ埠頭、海員組合と協力して全港閉鎖を模索して失敗したカーディフ、騒乱扇動罪で自身が逮捕されたブリストルのストなどを経て、ドッカー組合は統制力を失い、弱体化の一途をたどった⁽⁴⁶⁾。

こうした状況に対応するため、組合が労働力供給を制御し、スト破りを防ごうとして登録制度を進めようとしても、多くのドッカーはそれに反発した。ターンブルたちが書くように、彼らは「公式の組合組織から独立して、スト行動に従事する力を発展させた」⁽⁴⁷⁾。その結果、ドッカー組合は1889年直後に急速に拡大した支部の多くを失った。1890年の時点で実動していた支部は少なくとも16あり、ドッカー組合全体で年間約2万ポンドの収入を得ていた⁽⁴⁸⁾。しかし1900年の決算報告に記載されているのは8支部に過ぎず、収入も1万ポンド弱へほぼ半減した⁽⁴⁹⁾。スワンジとニューポート以外の地方支部はほぼ壊滅状態にあり、ロンドン港の組織も大幅に縮小していた。

19世紀末のドッカー組合は、経営側と調停・仲裁委員会の設置で合意できたわずかな職種でのみ影響力を行使できる小規模な組織になっていたのである。しかもその多くは港湾外の金属産業であった。こうした状況に即して、ティレットの帰国後最初に開かれた1899年のドッカー組合の総会では、TUCに最初に提出したものと細かい文言までほぼ同様の決議案が、特に議論なく採択された⁽⁵⁰⁾。1902年総会にも「仲裁最高裁」設置を謳った決議案が全

(46) T. Mann and B. Tillett, *Strike at Hay's Wharf, 1890; Tillett, op.cit.*, pp.161-166; J.Schneer, *Ben Tillett*, Kent, 1982, ch.5.

(47) Turnbull et al, *op.cit.*, p.11.

(48) DWRGLU, *Annual Report*, 1890, pp.16-17.

(49) DWRGWU, *Annual Report*, 1901, pp.13, 20-21.

(50) DWRGLU, *Minutes of Triennial Delegate Meeting*, 1899, p.24. なお、ドッカー組合は1896年を最後に、年次総会に代わる3年に一度の代表者会議を開催する。

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

会一致で採択された。議事録には「議論は長時間続いた」とあるが、賛成意見しか示されていない。中でも決議案をセコンドした代表は「われわれがストや暴力的手段による革命を望んでいるという一般的な見方を覆す提案であり、労働組合員として調停精神が成長しつつあることがうれしい」と述べている⁽⁵¹⁾。当時、各地で散発的に小規模な非公認ストが生じることもあったが、ドッカー組合はもはやそこに突破口を見出そうとはしなかったのである。ティレットも厳しい財政状況にもかかわらず組合が調停手続きのために500ポンドを支出した事実に関して、スト手当て支給よりはずつと望ましい支出であると評価し、「このことを後悔してはいない。それは労使闘争を処理する最善の方法だからである。われわれは、気が確かに名誉を重視する雇用者とは、いついかなるときにも協議する用意がある」と締めくくった⁽⁵²⁾。

この方針はその後も変わらなかった。1908年にも彼は、ストやロックアウトが労使双方に与える悪影響は「紛争について協議する正当な法廷があれば避けられる。ドッカー組合が進めてきた構想は政府の関心を引いており、正しい権威を持つ労働組合運動の主要な指導者によって進められている」と書いている⁽⁵³⁾。同年の組合総会でティレットは、強制仲裁の試みが一向に進まないのは遺憾であると述べたうえで、「労働者の未来は強制仲裁のうちにある。それはわれわれのシティズンシップの義務と権利を表すものである」と説明した。ここでも支部代表は口々に賛成意見を述べ合った。「仲裁によって賃金問題のほとんどが解決する」「反対論は自暴自棄である」「TUCで反対したボイラー工組合代表が、自分の組合の機關紙では仲裁による解決を支持していた」等々である。議長が討論を打ち切り、決議案はまたもや全会一致で採択された⁽⁵⁴⁾。

(51) DWRGWU, *Minutes of Triennial Delegate Meeting*, 1902, pp.20-21.

(52) DWRGWU, *Annual Report*, 1903, p.6.

(53) DWRGWU, *Annual Report*, 1908, p.5.

(54) DWRGWU, *Minutes of Triennial Delegate Meeting*, 1908, pp.25-27.

久木尚志

1890年代初頭における仲裁に関する提案は、スト戦術を全面的に否定するわけではないが、それを極力抑制しつつ経営側との交渉チャネルを確保することで、労働者に対する統制力を強化し、ひいては組合財政を安定化させようという執行部の意図と、良好な労使関係を確立できた一部の地域の思惑が合致し、進められたものであった。しかし度重なる紛争を経て、各地域の事情が多様化するにつれ、組合執行部が統一的な方針を打ち出すことは困難になった。1893年総会の混乱はそのことを示している。これに対して1890年代末になると、スト行動に依存する力をほぼ失ったドッカー組合にとって、仲裁法廷の設置こそが難局を切り抜ける唯一の方策に見えたのである。この方針に異を唱える動きは、少なくとも支部代表レベルには存在しなかった。この間の組合の全般的な影響力低下が執行部を強制仲裁支持で一本化することになったのは、皮肉な成り行きであった。

このように強制仲裁決議案提出には多分に1890年代のドッカー組合の内部事情が作用していたと考えられるわけであるが、その内容をめぐる議論はイギリスの労働組合が抱えた問題を映し出すものでもあった。次節では、強制仲裁法制化の要求がいかなる意味を有していたかを検討したい。

3. 強制仲裁決議案の射程

1900年からTUC総会の採決が組合員数による投票に変わったため、炭鉱、繊維、機械工といった巨大組合がこぞって反対するような決議案は採択の見込みはなかった。総会での議論は賛成派と反対派が意見を述べ合うかたちなので、議事録を読む限りは両者が拮抗しているように見えなくもないが、獲得票数からすると当時の趨勢からかけ離れていたと言つてよい。

ティレットの伝記を著したJ・シュニアは、彼が時代遅れの主張を展開し

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

たというニュアンスで、一連の動きを整理している。すなわち、仲裁委員会は1850年代からいくつかの産業で成果を収めてきたが、「ティレットはそれが全体的に廃止の方向にあったとき、ドッカーのためにこの方法を擁護し始めた。…熟練組合員は、ドッカー組合の書記長は古くから広く確立されている方法を知らずに、同様のものを再び一から作ろうとしていると正当に非難することができた」⁽⁵⁵⁾。確かに地域・職種を限定した仲裁・調停機関が19世紀には無数に設置されるが、それらはあくまでも労使双方の合意の上に立つ機関であり、労働側はもちろん、経営側も強制仲裁導入で一致することは考えにくかった。結局、強制仲裁は戦時中のような特別の場合を除き、採用されることのない制度であった。

イギリスでは、そもそも団体交渉自体に法的根拠が存在せず、いわば経営側に黙認されるかたちで遂行され、他方でその時々の議会が示す法的枠組みが労働組合の活動を制約した。たとえば、1902年タフ・ヴェイル判決で組合がストによる損失に対する民事上の賠償責任を負うことが決まるなど、多くの労働組合が反対運動を展開し、1906年労働争議法を勝ち取った。ちなみにティレットがタフ・ヴェイル判決の内容を支持する見解を示していたことは、1889年との関連では奇妙に見えるが、1899年以降の動きからすると、十分に理解しうるものである⁽⁵⁶⁾。

この時期の労使関係に関しては、1896年調停法が成立したこと、ひとまずウォルタリズムを前提に国家は必要な措置を講じるという枠組みが定められた⁽⁵⁷⁾。このような状況に即して言うと、原則として労使の自主努力によって紛争の解決を図ることを旨とする20世紀初頭のイギリス労使関係にとって、強制仲裁は自殺行為とも言える主張であった。種々反対論を唱える

(55) Schneer, *op.cit.*, p.122.

(56) TUC, *Annual Report*, 1901, p.78; TUC, *Annual Report*, 1903, p.69.

(57) 1896年調停法に関しては、拙著『ウェールズ労働史研究』彩流社、2006年、第5章第2節。

組合の中でも一貫して決議案に反対し続けたのが、炭鉱組合である。強制色が薄まった1904年決議案には賛意を示す地方組合もあったが、全国的に見ると当時のイギリスで最大の組合はティレットの提案を支持することはなかった。炭鉱組合は、仲裁は選択的でなければならず、強制は最も愚かであるという考えを変えようとはしなかったのである⁽⁵⁸⁾。

しかし反対論はこれとは違う立場からもなされている。特にドッカー組合と並ぶ新組合の代表格であったガス労働者組合である。その代表で独立労働運動にも関与していたP・カランは、強制仲裁は結果的に組合の破壊につながるものであり、判事も階級的偏見が強いであろうから、われわれが下院を支配するまでは決して賛成できないと述べ、従来の立場どおりの主張を展開した。同じ組合のW・ソーンは、強制仲裁の導入で労働者は現在手にしている大きな力を失うと述べている。炭鉱組合にしても、「ストが必要な場合もある」という主張を否定することはなかった⁽⁵⁹⁾。したがって、戦闘的な新組合主義者として知られていたティレットが強制仲裁を主張したことは、総会において奇異の目で見られたようである。1899年の最初の審議では、ブーツ靴製造工組合のマンチェスター支部代表が、自らの立場を「仲裁制度を強く支持する」と説明したうえで、「今日のティレット氏が10年前のティレット氏と違うことを知って、嬉しく思う」と述べている。1889年ストの指導者に対する皮肉である⁽⁶⁰⁾。

このような議論を見ると、1889年ドック・ストの指導者であり、穩健な旧組合を批判したことで一躍名を上げたはずのティレットが戦闘性を失い、新旧の双方に受け入れがたい無理な主張を展開しているという姿が強く印象づけられる。シュニアは当時の状況を次のように説明している。1890年代

(58) TUC, *Annual Report*, 1903, p.85.

(59) TUC, *Annual Report*, 1903, p.84; TUC, *Annual Report*, 1907, p.184; TUC, *Annual Report*, 1909, p.178.

(60) TUC, *Annual Report*, 1899, p.73.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

末には「新組合主義時代の大きな希望」は労使関係の面でも政治的にも失われていた。この時期に絶望の淵に立たされた組合指導者はティレットだけではなかったものの、新旧双方との折り合いが悪くなっていた彼は労働運動そのものに失望し、イギリスからの「永遠の脱出」さえ考えていたのである⁽⁶¹⁾。組合活動の低迷などで健康を害し、気分一新を目指してニュージーランドと豪州への旅行に向かったティレットは、そこで見聞した強制仲裁制度に最後の希望を見出したという解釈になる。

ティレット自身が当時、何を考えてここまで強制仲裁にこだわったのかは、1931年に出版された彼の自伝から確認することはできない。なぜなら、これだけ執拗に出されているにもかかわらず、決議案への言及はまったく存在しないからである。しかし「記憶の書き換え」と呼ぶべき操作の痕跡は、自伝にも見出せる。強制仲裁決議案を指してTUC総会で用いられた文言「向こう見ずな恒例行事 (hardy annual)」が、自伝の別の箇所に書かれているからである。それはティレットが提出した独立労働党設立を求める決議案を指してであった⁽⁶²⁾。この決議案は1893年TUC総会で採択されており、新組合主義から独立労働運動へのつながりを示す重要な一步として理解されている。したがって、そもそもこのように呼ばれ、揶揄されるようなものではない。

これとは別に、自伝には強制仲裁決議案が初めて出された1899年TUC総会に関する描写もある。それは、労働党の前身労働代表委員会の設立につながる特別会議の招集をTUC執行部に呼びかける「歴史的な決議案」であった。ティレットはあたかも自らの殊勲であったかのように自伝に記している⁽⁶³⁾。しかし労働代表委員会設立直後の1900年TUC総会における彼は、団

(61) Schneer, *op.cit.*, p.117.

(62) Tillett, *op.cit.*, p.236.

(63) *Ibid.*, pp.237.

久木尚志

結を強める資本家に対し労働者の声を届けるには仲裁法廷しかないと論じているだけであり、できたばかりの労働代表委員会には全然期待を寄せていない。しかも1899年の特別会議召集決議案はティレット自身が提出したものではなかった。鉄道員組合のJ・ホームズが提出し、リヴァプール・ドッカー組合のJ・セクストンがセコンドしたものであり、ティレットは3番目に短い賛成演説をしただけであった⁽⁶⁴⁾。炭鉱と繊維の巨大組合は反対したが、結局採択された有名な決議である。

成功した二つの決議案だけが事実を曲げて記載され、当時自らが最も固執していたはずのものをまったく無視しているのを見ると、自伝そのものの信憑性が疑われるわけであるが、それが出版された1930年代初頭といえば、1926年のゼネストやその後の大恐慌と重なっている。この本に序文を寄せたのは、当時蔵相のP・スノウドンである。この時代から過去の強制仲裁の要求を正当化する記述をしなかったことは、やむをえなかつたのかもしれない。逆にこのように正当化しづらい主張がなぜここまで執拗に展開されたのかを、検討する必要がある。

1890年代の組合運動の停滞に伴って、調停・仲裁制度への関心が高まり、その成果のひとつとして1896年調停法が成立したことは周知の事実である。TUCに提出された決議案にも、調停制度に積極的だったロンドン商工会議所との連携など、労使関係をめぐる環境の変化を意識し、支持拡大を意図する文言が追加されてゆく。しかし「強制仲裁」の規定が削除されることはなかった。一連の決議案の主眼はあくまでもその法制化であって、当然のことながらウォランタリな調停制度の拡充ではなく、だからこそ主要組合の多くが警戒心を持ち続けたのである。単なるスト抑制と労使関係の安定化だけが目的ではなかつたことは、明らかであろう。

(64) TUC, *Annual Report*, 1899, pp.64-66.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

それでは、何が目的だったのか。1901年の審議の最後に「強制仲裁は弱体な組合の足掻きである」と揶揄されたティレットは「わずか5名の労働組合であろうと炭鉱組合であろうと、自分は同じように共感を寄せる」と反論し、「もし強制仲裁が導入されたら、弱い組合はより強力なものになるだろう」と述べた⁽⁶⁵⁾。ここに現れているように、ヴォランタリなベースでは団体交渉を成立させられなかつた職種に、半ば強制的に紛争解決のシステムを構築することが第一の目的であった。問題は、それを産業内の交渉によってではなく、TUC執行部を通じた法制化というかたちで実現しようとした点にある。最初の決議案を提出したとき、ティレットは自分のような過激派が現行体制の政府を信じているのは極めて奇妙なことだと思われるかもしれないと言ふ、会場の笑いを誘っている。このような立場の変更が自他共に嘲笑気味に扱われる中で、彼が指摘した強制仲裁のメリットとは「労働者階級が現状では持ち合わせていない法への関与を獲得できる」ことであった⁽⁶⁶⁾。すでに述べたように、同様の見通しはドッカー組合内部に向けてたびたび表明されている。

自伝でもこれに近いニュアンスのことを書いている。ただし、彼自身が記述していない強制仲裁決議案に関してではなく、1893年と1899年の二つの「歴史的な決議案」に関してである。ティレットによれば、それらの究極的な目的は単に労働者階級の議員数を増やすことなどにあるのではなく、労働組合員に「民主主義の教育」を与えることであった⁽⁶⁷⁾。もちろん、こうした言葉を額面どおりに受け止めることはできない。しかし第三次選挙法改正を経ても、定まった住宅を持たない労働者に選挙権は実質的に与えられない。かつてロス・マッキビンが強調した「忘れられた労働者」の代表が日雇いの

(65) TUC, *Annual Report*, 1901, p.69.

(66) TUC, *Annual Report*, 1899, p.73.

(67) Tillett, *opcit*, p.238.

港湾労働者であるなら、1918年まで彼らは政治的に市民社会から排除されていたことになる⁽⁶⁸⁾。その意味で、強制仲裁決議案もまた、非熟練労働者の中でもかなり特殊な位置にあった港湾で働く者たちの現実を見極めたティレットなりの判断に基づくものだったのでないかと考えられるのである。

強制仲裁の法制化が「現状では持ち合わせていない法への関与」を目的としたものであったとすると、少数ながら一定の支持を集めたのも理解できる。決議案への賛否は数でしか示されていないため包括的な分析は難しいが、1902年にドッカーリボンに代わって決議案を提出し、その後も支持を続けた小売店従業員組合の議論を整理しておく。

1902年、同組合代表は「女性と子供たちのためにこそ、自分は決議案に示されている原則を支持するのである」と述べた⁽⁶⁹⁾。1904年には、「自分の産業で働いている労働者の数は、炭鉱組合より多い。しかし不幸にもその多くは未組織である。多くの雇用者がしばしば少女たちを無給で働かせている。これをどうすれば炭鉱のように組織できるのか」と問いかけている⁽⁷⁰⁾。また、1903年には同組合の女性代表が、自分たちにとってストは全能ではないと述べ、女性労働者のために強制仲裁への賛同を求めた⁽⁷¹⁾。1906年にも同じく、決議案は「自らの劣悪な労働条件を改善するため、ストという強力な武器を用いることが困難な多くの労働者から支持されている」としたうえで、「非熟練労働者は強制仲裁によって、失うものは何もない」と述べた⁽⁷²⁾。このように小売店従業員組合の主張は一貫していた。TUC主流派には無謀としか見えなかった強制仲裁導入の試みは、非熟練労働者や女性労働者にはまったく異なる様相を呈していたのである。

(68) R.McKibbin, *The Ideologies of Class: Social Relations in Britain 1880-1950*, Oxford, 1990.

(69) TUC, *Annual Report*, 1902, p.67.

(70) TUC, *Annual Report*, 1904, p.89.

(71) TUC, *Annual Report*, 1903, p.84.

(72) TUC, *Annual Report*, 1906, pp.128-129.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

これとは別の女性労働組合の代表も、1907年の審議で次のように述べている。「あなた方のように強い男性が、自分たちは自力ができる、仲裁はいらないというのはたやすいことかもしれない。しかしそれこそが、わたしたち女性の声を経営側に届けるための苦しさをあなた方が理解できない原因なのである。小さな組合が経営側を議論の席に着かせるための困難を理解できれば、炭鉱やほかの大きな組合も決議案に賛成するであろう」⁽⁷³⁾。強大・男性の組合と弱小・女性中心の組合との対照は明らかである。それ以外にもたとえば大工の組合に関して、熟練組合は反対したが、一般組合は賛成したという対応の違いも見られた⁽⁷⁴⁾。

果たしてこれらを、すでに廃れてしまった方法を拾い出してきた時代遅れの主張として、シュニアのように切り捨てるとは妥当なのであろうか。確かに有力な反論のひとつは、仲裁は労働者にとって不利な場合が多かったとする熟練組合の経験から来る議論であった。植字工、ガラス吹き工、ブーツ靴製造工などの代表が口々に過去の実例を語っている⁽⁷⁵⁾。一時は強制仲裁に賛同した鉄道員組合も、1907年全国調停スキームの欠陥が明らかになった1909年になると、態度を変えている。鉄道会社は任意仲裁の裁定にさえ従おうとしないので、強制仲裁でも同じことが起こるであろうと指摘し、決議案反対に転じたのである⁽⁷⁶⁾。自らの実体験がある意味で頑迷な反対論を形成することになったのであるが、鉄道員の事例が示すように、それは杞憂であるとも言い切れなかった。また、ティレットの提案を「これまでまったく信じたことのない政府の手に、労働者の未来を委ねようとしていることが信じられない」と否定するコールレン綿織布工組合や、「ティレットは自分自身ができなかつたことを国家に代行させようとしているだけである」と批判する炭

(73) TUC, *Annual Report*, 1907, p.185.

(74) TUC, *Annual Report*, 1902, p.68.

(75) TUC, *Annual Report*, 1906, p.129; TUC, *Annual Report*, 1908, p.178.

(76) TUC, *Annual Report*, 1909, pp.178-179.

久木尚志

鉱組合⁽⁷⁷⁾を納得させるのは、自由主義的な価値観がなお支配的であった当時の労働組合の常識を前提とする限り、簡単なことではなかつたと思われる。

この点で注目されるのが、1899年の最初の決議案に強く反対し、その姿勢をしばらく維持したものの、1902年には一転して賛成に回り、1907年とその翌年には決議案をセコンドするにいたつた家具製造工組合である。それが強制仲裁支持に転じた理由は、労働組合が法的な地位を確保し、社会構造の中に組み込まれなければ、1906年労働争議法で認められた民事賠償の免責がいつ取り下げられるかもしれない、また今後の雇用者との戦いは物理的な力によってではなく、頭脳の働きによってなされなければならないというものであった⁽⁷⁸⁾。現状ではスト戦術を武器に経営側から譲歩を引き出す力を有している熟練組合にしても、それがいつまでも続く保証はないという自覚を持つよう促す内容である。

このような主張が熟練組合の側から出されたことに、労働組合の「常識」をめぐる意識の変化が萌芽的に見て取れる。機械化の進展や産業構造の変化などで、19世紀には強い規制力の基盤となっていた技能が意味を失ってしまうと、ロンドン港など非熟練産業と同様の事態はあらゆる職種で起りうるからである。本稿でその詳細に触れる余裕はないが、ティレット自身も1890年代以降、ストにかわる新たな武器として、しばしば「知性」や「教育」に言及している。

とはいえ、ティレットの問題意識は、港湾の組織化を開始した直後からあまり変わっていなかつたようにも思われる。1889年スト以前のドッカーに関する彼の認識が最も明確に示されているのが、1888年の上院苦汗委員会における証言である。この委員会でなされた証言は、たとえばドック会社支配人であったG・R・パートの説明のように、当時の港湾労働者が置かれた

(77) TUC, *Annual Report*, 1908, p.178; TUC, *Annual Report*, 1909, p.178.

(78) TUC, *Annual Report*, 1907, p.184; TUC, *Annual Report*, 1908, p.188.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

劣悪な環境をよく示すものとして知られている⁽⁷⁹⁾。

ティレットはこの委員会で、1889年以前の港湾労働の問題点を数多く指摘しているが、とりわけ重視しているのが雇用の不定期性であった。彼は結論として、労働者自身に雇用請負（コントラクト）を委ねれば、問題は解決すると言った⁽⁸⁰⁾。「もしわたしが組合員であって、公正な仕事の分配に与かれず、そしてそのことを証明できたとしたら、わたしは組合から救済を受けられる。…われわれは同僚の労働者たちが不公正な行動に出るのを防ぐためにも、同じ力が発揮されうると考える」⁽⁸¹⁾。ここには労働組合の持つ教育的機能への期待も込められているが、ティレットはそれを実現するため、立法による規制を強く求めたのである。具体的には、外部からの労働力の流入規制や賃金・最低雇用時間の保障から失業対策全般まで、広範囲にわたっている⁽⁸²⁾。技能を武器として労働市場に影響力を行使するのが一般的であった当時の熟練組合と異なり、非熟練の港湾組合が組合として存在するためには、こうした措置が必要だという主張である。国家に労働組合活動の一部を代行させようとする姿勢は、約十年後の強制仲裁法制化の際の議論と瓜二つである。

当時の事情について、ロンドン港の組織化を支援していた自由労働派のハウエルは「ティレットは古いやり方で行なうことを探していた。しかし労働者が貧しく、組合費が不足していたので、共済基金設置に乗り出すことができなかつた」と書いている⁽⁸³⁾。いまだに組織としての実体を有しているとは

(79) Smith and Nash, *op.cit.*, p.47; E.J.Hobsbawm (ed.), *Labour's Turning Point*, London, 1948, p.83. なお、同委員会での証言から見て取れる港湾労働者の意識については、拙稿「イギリス港湾運輸業の雇用問題に関する社会史的研究」文部省科学研究費補助金基盤研究(C)(課題番号09610392)、2000年3月。

(80) *Second Report from the Select Committee of the House of Lords Committee on the Sweating System with the Proceedings, Minutes of Evidence and Appendix*, Qs.12918-22.

(81) *Ibid.*, Q.12950.

(82) *Ibid.*, Qs.13553-7, 13558, 13587-9, 13592-605.

(83) G.Howell, *Trade Unionism: New and Old*, London, 1891, p.153.

言いがたかった当時のドッカー組合にとって、自力でこうした条件を整備することは困難であると判断したティレットは、国家に全面的に依存するような主張を展開したのである。もちろんそれはロンドン港に固有の限界であつたわけではなく、広く港湾運輸業の労働組合が共通に抱える課題であった。ターンブルたちによれば、「ドッカーの組合は港湾雇用者に雇用の定期化を強制するため、法的な介入を求め、またそれを受け入れなければならなかつた」⁽⁸⁴⁾。

このように考えた場合、1889年ロンドン・ドック・ストが、港湾の労働組合運動において「到達点としては、過度に重要性を与えられてきた」⁽⁸⁵⁾というフィリップスとホワイトサイドの評価は妥当である。1890年代の組合運動の停滞に加えて、指導者ティレットの主張に見られた1888年と1899年以降の共通性は、1889年の「成功」が一時的で例外的な現象であったことを示している。1889年の意義をどこに見出しうるかについては、再検討が必要であろう。

ここまで議論をまとめておきたい。ドッカー組合にとって、強制仲裁決議案の当面のねらいは、1890年代に財政に深刻な打撃を与えたストを抑止し、組織の安定を図ることにあった。しかしその射程はそこにとどまるものではなかった。ティレットは一時に熟練産業で働いた経験を持つが、本質的には非熟練の港湾労働者であり、機械工出身で港湾の指導者になったマンやジョン・バーンズとは違っていた。彼は一介の労働者としてゼロからロンドン港の組織化に着手し、その後もそこから離れることがなかった。彼の強制仲裁要求は、1880年代以降、とりわけ1890年代に体調を壊すまで経験した港湾労働者の、ひいては数多くの非熟練労働者の抱えた問題を反映したもの

(84) Turnbull et al, *op.cit.*, p.9.

(85) G.Phillips and N.Whiteside, *Casual Labour*, Oxford, 1985, p.43.

ベンジャミン・ティレットの強制仲裁法制化決議案

のであった。日雇いで、薄給で、しばしば職にあぶれ、家族はもちろん一定の居住地さえ持てない者が多かった彼らは、必ずしも組合執行部の統制に従ったわけではなかった。ティレットの提案には、こうした非熟練労働者を、労働組合を通じてどのように社会に包摂してゆくかという問題意識が見て取れるであろう。「強制」という強い文言と当時の労働組合の常識とが、彼の提案が本来持っていた射程の長さを見えていたのではないかと考えられるのである。また、ティレットの議論が、誰のための、何のための労働組合かという問題提起を内包していたことは明らかであろう。その意味では、新たな時代における労働組合の存在理由を問い合わせ手がかりを与えるものでもあった。

おわりに

1899年以降の強制仲裁をめぐる議論から浮き彫りになったのは、少数とはいえたティレットの議論に共感を寄せたのが、当時の労働組合の主流とは距離を置く「弱者」であった事実である。彼らの存在が初めて一定の影響力を持ちえたのが、1889年であった。しかし港湾に限定しても、彼らは職業倫理との関係で多様なアイデンティティを有する集団であり、労働組合を通じて制御することが極めて困難な存在であった。1890年代にそのことを思い知ったティレットは、当時の労使関係の常識からすれば「禁じ手」と呼ぶべき強制仲裁の法制化を模索した。

しかしながら、多くの熟練組合が懸念したように、それはあらゆる労働者の要求を必ず満たすことができる特効薬ではなかった。その反面、強制仲裁が組合員による自主的な活動を大きく制約する副作用を持つであろうことは確実であった。ある非熟練組合の代表がTUC総会で述べたように、強制仲

久木尚志

裁によって「労働者は、たとえ不恰好であっても自分自身で社会の階段を上がってゆくという、今もっている力を失ってゆくであろう」⁽⁸⁶⁾ という批判は重い意味を持つ。仮に「現状では持ち合わせていない法への関与」を獲得できたにしても、それが組合組織を通じたものにならざるを得ないことは容易に想像がつくからである。

とはいって、1890年代末のドッカー組合は組織存亡の淵に立っていた。したがって、ティレットは強制仲裁法制化に活路を見出すとともに、それを円滑に機能させる前提となる安定的な労働組合活動を保障するため、非熟練労働者の意識を改革すべく働きかけを進めてゆくのである。それは彼らのシティズンシップに関するティレットなりの解釈に基づくものであった。1910年代に入ると組合運動の再活性化に伴い後景に退くものの、こうした働きかけが非熟練労働者にとって何を意味したかについては、より長期的な観点から明らかにする必要がある。この問題は、本稿では指摘しただけにとどまつたくつかの課題とともに、重要な論点を含んでいると考えられるが、具体的な考察は別の機会に委ねることしたい。

* 本稿は平成21～23年度科学研究費補助金基盤研究(B)「ヨーロッパ・アメリカにおける『市民の自分史』の調査研究」(研究代表者 横原茂)による研究成果の一部である。

(86) TUC, *Annual Report*, 1906, p.130.